



# 動物レスキュー通信

2019年9月 第76号 (令和元年9月1日発行)

発行元  
一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月(しづく)：詩月財団 理事長  
愛玩動物飼養管理士 一級  
ペット災害危機管理士 三級  
お問い合わせ : sizuku.foundation@gmail.com

## 動物愛護センター

### その役割と歴史



され、2012年には犬・猫の引き取り義務について、犬・猫の販売業者からの引き取り依頼を拒否する様になりました。又、引き取った犬や猫の返還や譲渡につとめるようにする、と言う事も明記されました。

#### 動物愛護センターのいま

「動物愛護センター」と言う言葉だけを聞くと、皆さんはどのようなものを想像するでしょうか？動物と触れ合える所、動物を守ってくれる所、動物について学べる所、など様々な考えが出てくると思います。動物愛護に関心のある方にとってはあまり良いイメージの言葉ではないかもしれません。以前は「餌えなくなった犬や猫を殺す」と「冷酷の人達」という理不尽なレッテルを貼られてしまっていました。しかし、現在ではその動物愛護センターは、人と動物のふれあいの場として、多くの地域住民の方々に動物と親しんでもらうための施設へと生まれ変わろうとしています。

#### 動物愛護センターの歴史

1950年、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的として、狂犬病予防法が制定されました。この法律の制定により、飼い犬への年1回の狂犬病予防注射、現在居住している市区町村に飼い犬の登録、畜犬登録、犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着することが義務化されました。そしてその際に、鑑札と注射済票をつけていたのが抑留所で、保健所の管轄地域に一か

所ずつ設置する事が原則とされ、保健所に犬の抑留所が設置されました。そして4年後の1954年に狂犬病予防法が一部改正され、犬の所有者から犬の引き取りを求められた時は、引き取って処分しなければならない、と都道府県に対し犬の引き取りが義務化されました。そして1960年頃になると犬を飼う世帯が増え、犬の放し飼いによる咬傷事故が増えてきました。それによって各都道府県や市町村などで、犬の放し飼いを禁止し、放し飼いされている犬は捕獲しても良いとする、飼い犬の取り締まり条例が生まれました。その後、1973年には、動物の保護及び管理に関する法律「いわゆる動物愛護法」が制定され、その中で「都道府県又は政令に定める市は、犬、又はこの引き取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならぬ」とされ、犬だけではなく猫の引き取りも義務化されました。又、飼い犬・飼い猫だけではなく所有者の判断しない犬又は猫の引き取りをその所有者その他の者から求められた場合も「引き取る事」とされていました。1989年頃になり小動物の惨殺事件が相次いで起こり、社会的に動物愛護への関心が高まっていました。この頃から「動物愛護センター」と言う名前の施設がつくられるようになつてきました。しかし、動物愛護とはかけ離れた殺処分施設のようになつてしまっていました。しかし、更に活動して参ります。(詩月)

あるかと思いますので、民間である私たちが、得意分野を活用し、映画やドラマ、音楽、漫画、インターネットなどを駆使し、動物愛護に関心のない方々にも関心を持つ大変にする心を自然と感じてもらえるような作品を提供したり、あとあらゆる啓発活動をする事が大切です。直接的活動、間接的活動、どちらもとても尊い活動である事に間違いなく、動物と人間の愛護精神が広がる事により法律が改正される事に間違いなく、動物と人間の愛護精神が広がる事により法律が改